

第31回民間資金等活用事業推進委員会総合部会（概要）

日 時：平成25年3月15日（金）14:00～16:00

会 場：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

出席者：宮本部会長、根本部会長代理、伊藤委員、佐藤委員、柳川委員、赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、酒井専門委員、土屋専門委員、野元専門委員

事務局：澁谷審議官、井上参事官、國松企画官、児玉補佐

議事概要：

（1）ガイドラインの基本的方向性について

○ 事務局より、資料1、2、3、4、5に基づき、ガイドラインの基本的方向性について説明。委員からの主要な意見は下記のとおり。

【1. 株式・債権譲渡について】

・（J専門委員）

① コンソーシアムの株式保有は入札で選ばれた者が業務を行うことを担保するためのものと理解しているが、株式の流動化により入札者による業務実施という担保が失われるのではないか。

→ 履行能力の確保を前提として、個別の事業や事業の段階ごとに事業実施に責任を持つべき者を柔軟に考えるという趣旨であり、入札後に、あらゆる事業者が変わることを許容するという趣旨ではない。

② 投資家の参入を容易にする株式譲渡の緩和と選定事業の業務請負・受託の担い手の拡大と2つあると思う。後者は履行能力を担保する観点からある程度制約するべきと考えるが、株式譲渡の流動化との関係は。

→ 投資家の参入によるガバナンス体制の確保は重要であり、多様な者の参入を可能にすることはポイント。一方、維持・運営が軌道に乗ったときに、請負・受託による担い手の拡大という選択肢もあり、もう少し柔軟な対応ができるようにしたい。

・（K専門委員） これまでのPFI事業体の株主は、PFIの業務を請け負うことで採算を確保しており、配当狙いではない。今後、年金基金などを対象に株式譲渡を広げていくためには、配当が得られるスキームを評価・審査するよう配慮すべき。

・（O専門委員、I専門委員） リスクの取り方の異なる投資家、株式・債権の種類等に応じた譲渡の考え方を記載してほしい。

→ 資料3において、無議決権株式の取扱いについて記載している。

・（C委員） 株式譲渡に伴う利益・損失に配慮した税制上の措置を整備する用意はあるのか。

→ 個別の事業類型ごとに具体の損益見込みを踏まえ検討すべきものと考えている。

【2. 民間提案について】

・（E委員） 「任意の提案（発案）が否定されるものではない」というのは、逆読みされて、民間提案対応のための体制整備をしなくてもよい、（今までどおりでよい）と取ら

れる可能性もあるので、誤解のないように書くべき。

→ 御指摘を踏まえ、記載について検討する。

・(N専門委員)

知的財産保護については、融資契約等ファイナンスについてのノウハウも含まれるという理解でよいか。

→ 然り。

・(K専門委員) 加点評価については、ノウハウでもよいということであるが、ノウハウのレベルに達する提案は難しい可能性もある。汗をかくだけではダメということだが、それも評価対象としないと提案する者がいなくなるのではないか。積極的に推進するのであれば、加点の範囲を広げてよいのでは。

→ 検討する。

・(P専門委員) 民間提案に必要となると思われる情報について HP 等で広く一般に公開するというのは、量も非常に多く、現実的ではない。資料請求があれば提供するというので、4 ポツ目、管理者等による情報提供に統合してよいのでは。

→ 検討する。

・(N専門委員) 公共施設に関する法律については、民間事業者よりも管理者が良く理解していることを踏まえると、法的課題の整理については管理者が行うほうが効果的ではないか。

→ 書き振りを検討する。

【3. 公共施設等運営権について】

・(K専門委員) あまり高い予定価格を設定すると、失注が続出する可能性がある。また、予定価格を公表しないと応札価格の想定が困難となり、応札参加者が減るおそれがある。案件ごとに異なるとは思いますが、適正な、又は競争を促進できるような予定価格の設定、公表という趣旨を盛り込むことを求めたい。

→ 予定価格については、算出に当たり民間事業者等から十分に意見聴取を行い、参考とすることが望ましい旨を基本的方向性（資料3）に記載しており、独善的な価格設定とならないよう求めている。

・(I専門委員) 競争的対話方式について、予定価格の作成は必要であるが、作成時点及び公表の是非については検討を要する。

→ 予定価格の作成の時点や公表については、事業の性質等に応じて、管理者等が個別に判断することになる。

・(O専門委員) そもそも予定価格の作成は必要か。運営事業はリスクの考え方が重要であり、官民で考え方の差が対価の差として表れると考えられ、官の評価を見て初めて応募するかどうかの判断ができるため、予定価格は公表してほしい。

→ 予定価格の作成は法令上必要。競争性のある随意契約の予定価格を公表するかについては、マーケット・サウンディング等を踏まえ、事業の性質等に応じて、管理者等が判断することになる。書き振りは検討する。

・(O専門委員) 資料2（9）事業者選定プロセスについて、どのような事業にどのような方式が妥当なのか読み取れない。運営権事業については、競争性のある随意契約（プロポーザル）を原則とするとしたほうがよいのではないか。

資料3（20-2）における競争的対話の記述の中に、一番重要な要素である対価が抜けている。選定プロセスに応じた予定価格の必要性と結びつけて整理してほしい。

→ 事業者選定プロセスについては、総合評価一般方式のみに限らず、競争性のある随意契約も活用するというように記載している。民間の創意工夫を活かすことが重

要である一方、多様な事業があるので、原則や例外といったものを一律に定めるのは困難。

- ・(J 専門委員) 競争性のある随意契約については、オープンな競争に入る前の手続が実施方針しかない。対話終了後の特定事業の選定時に予定価格の作成を行うこととなると思うが、対話の中では価格の目安となるべきものがない。ある程度、価格のレベル感についてコミットを伴ったものがあるべき。特定事業の選定のタイミングは検討すべき。
 - 事業によっては、対話の最初の段階で業務量の目安を算出することが困難なものもあると考えられる。予定価格については、対話の結果を踏まえ、管理者等が決めていくことになると考えている。
- ・(I 専門委員、N 専門委員) 運営権の対価について、プロフィットシェアを排除する意図ではないのであれば、「運営権の価額が一に定まる」とするのは誤解を招くのではないか。
 - 運営権の対価とは別途、プロフィットシェアを設けることを排除する趣旨ではない。記載について検討したい。
- ・(K 専門委員、L 専門委員) 運営事業は特定の場所でしかできず、仮に営業廃止補償が適用されるとなると逸失利益が補償できない。営業廃止補償では不十分であり、営業補償にとらわれず、逸失利益等も保証できるようにすべき。
 - 考え方を整理する。
- ・(L 専門委員、J 専門委員) 例えば、そもそも又貸しを前提としている施設（ターミナルビル等）について、運営事業の範囲内と考えられる事業であっても運営権とは別途賃貸借契約が必要というのは違和感がある。

また、賃貸借契約が必要と言うが、既に運営権対価として賃貸借にかかる費用は払っていることから、無償の賃貸借契約を結ぶことになり、煩雑。賃貸借契約が必要であれば、運営権実施契約に含めて規定すればいいのではないか。

 - 運営権を権原に賃貸借を行うのは困難。不動産管理としてはむしろ、運営権の契約とは別に賃貸借契約を結ぶ方がやりやすいという声もあり、実務上の不都合はないのではないかと考えている。
- ・(N 専門委員) 運営権を移転する際に、新たな指定管理者の指定に関して議会承認が得られない可能性があるのか。
 - 制度官庁からは、新たな指定管理者の指定の議決の際、実際に運営権の移転に係る議論も含めて一体として扱われることから、そごは生じないとの指摘を頂いている。
- ・(E 委員) ①運営権が設定された公共施設に指定管理者を指定しないことは有り得るのか、②運営権が設定された施設に、運営事業とは別の業務について指定管理者を指定することは可能か。現在、地方公共団体においては運営と維持・管理業務を分ける動きがあり、運営は運営事業、維持管理は指定管理者で、それぞれ実施できる余地を排除しないでほしい。
 - 公共施設等運営権と指定管理者制度が異なる制度であるため、概念上はあり得ると考えられる。ただし、公の施設であれば運営に関しても指定管理者の指定が必要ではないか。
- ・(N 専門委員) コンセッションのVFMについては、需要変動リスクが大きいため、リスクの移転効果を踏まえた評価をする必要がある。また、法人税も考慮する必要がある。VFMが発現しなくともPFIで実施するという判断もあり得るのではないか。
- ・(O 専門委員) 運営権のガイドラインについて、基本的方向性に書かれたもの以外に規定すべきものがあるのではないか。今は規定せずに実務により埋めていくのか。

→基本的方向性においては、現時点で判明している論点を整理している。現時点で判明したものはガイドラインとして整理して、具体の事業の進捗を踏まえ改定することとしたい。

(2) 今後の進め方について

- 事務局より、資料6に基づき、ガイドライン改定に係る今後の進め方について説明。
→了承。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-1810